

障害のある人もない人も、共に三田で生きていく

障害のある人とともに

市では、障害があることで生きづらさを感じることを「共生のまち」の実現に向けた、重点的・具体的な取り組みを「共生社会推進プログラム」としてまとめました。

一昨年、市で発生した障害者虐待事案は、障害の有無に関わらず、全ての人が共に地域で生きる「共生のまちづくり」に、一人一人がどのように関わるべきか、市役所をはじめ、地域さらには市全体での意識や行動が改めて問われた出来事でした。

この教訓を踏まえ、プログラムを策定するうえで大切にしたい考え方とともに、今後進めていく取り組みの一部を紹介します。

共生は

「顔の分かる関係性」から

「相互理解」―誰もが安心して地域で暮らすために不可欠なこととして、プログラム策定に当たって大切にしたい考え方です。相互理解とは、「顔の分かる関係性」であり、「お向かいに住んでいる散歩好きのおじいちゃんとおばあちゃん」など、何気ない日常で見られる関係性です。

私たちは、日常を「地域」の中で生きています。全ての人が共に地域で生きていくためには、「誰もが地域で孤立しないこと」が大切であり、それはお互いがお互いを知ることからはじまります。互いに知ることができれば、相互の理解が進み、「知らないこと」による誤解や偏見がなくなるからです。

障害のある人となない人の相互理解においても、障害の有無を超えて、日常で「顔の分かる関係性」を築くことが、共生のまちづくりの第一歩になります。

「一人一人」が考える「みんな」で考える

みんなで、共生のまちづくりに関して考えるため、障害者や福祉事業者、地域団体、学校教育、行政などさまざまな立場の人が参加した「三田市障害者共生協議会」。「相互理解」が大切であるという考え方は、この協議会において示されたものです。

相互理解は、他の誰かに任せることができない「あなたと私とがつながる」こと。そして、一人一人だけでなく、みんなで考え関わっていくことで、障害のある人にとってもない人にとっても、「安心な日常」が築いていけるのです。

「関わること」で住みやすいまちへー41のプログラム

相互理解の大切さを踏まえ、「共生のまち」の実現に向けて、行政が行う重点的・具体的な取り組みとしてまとめたものが「共生社会推進プログラム」です。

計41項目にわたるプログラムは、市役所、学校、地域の3つの柱で構成しています。「顔の分かる関係性」を築き、障害のある人と地域の相互理解を進めるために必要な、人が「関わる」ための仕組みづくりに視点を置いてつくりました。

どちらか一方が支え、支えられる関係から、「共に生き、互いを尊重し、応援し合える関係」へーこの取り組みを着実に進めていきます。

問い合わせ 障害福祉課 (559-5075 FAX 562-1294)



▲ホームページ

「共生社会推進プログラム ―障害のある人とともに―」を策定

地域で	学校で	市役所で
<ul style="list-style-type: none"> 障害者が地域イベントやコミュニティカフェに参加しやすい環境をつくります 災害時の避難に支援が必要な人の個別支援計画づくりを推進します 農業と福祉の連携などにより、地域での働く場を拡大します 	<ul style="list-style-type: none"> 個々の違いに応じた教育を進めるため、相談等ができるサポートセンターを教育委員会に設置します 意思疎通や学習支援に必要な機器等を活用し、共に学び合える学習環境をつくります 日常生活の中で認め合い・高め合う体験を大切に、行事などを通じて地域に発信します 	<ul style="list-style-type: none"> 市職員が障害者施設で職場体験をします 特別支援学校、障害者施設から実習生を受け入れます 障害の種別に関わりなく市役所職員として採用します 職員全員が手話研修を受講します

申告は1月31日まで！ 償却資産の申告をお忘れなく

固定資産税は、土地や家屋のほか、事業用の機械・器具・備品などの償却資産にも課税されます。工場や飲食店、賃貸住宅、駐車場などを経営し、下記の償却資産を所有している人は資産保有状況を申告してください。

償却資産の種類＝(2年1月1日現在の保有)

- ①構築物(広告塔、舗装路面、テナントが施工した内装工事など)
- ②機械、装置(各種製造加工機械、太陽光発電設備など)
- ③車両、運搬具(自動車税または軽自動車税の対象となる自動車などを除く)
- ④工具、器具、備品(パソコン、コピー機、冷暖房機、看板、家具、各種医療機器など)

申告内容＝資産の種類、名称、数量、取得年月、取得価格、耐用年数

申告・問い合わせ＝1月31日までに、申告書を郵送または窓口で、〒669-1595 三輪2-1-1 市役所本庁舎2階 税務課資産税係(償却資産担当 559-5055 FAX 563-5697)

※対象者には、令和元年12月中に申告書を送付していますが、用紙が届いていないなど不明な点は上記へお問い合わせください。

募集 市有施設への 自動販売機設置事業者

市有財産の有効活用を図るため、市有施設に清涼飲料水などの自動販売機を設置する事業者を募集します。

選定日＝2月14日(金)13時30分～

設置施設・申し込み・問い合わせ＝1月17日～2月7日、所定の申込書を窓口で、

- ①城山・三田谷・駒ヶ谷運動公園 / 市役所本庁舎5階 公園みどり課(559-5110 FAX 559-7130)
- ②横山駅前・三田駅前(地下・北側)・ウッディタウン中央駅前・フラワータウン駅前・相野駅前・広野駅前駐輪場、三田駅北側特定車両待機所 / 市役所本庁舎5階 道路河川課(559-5101 FAX 563-3359)
- ③有馬富士自然学習センター、野外活動センター / 市役所本庁舎4階 文化スポーツ課(559-5144 FAX 563-7776)
- ④さんだ・広野・藍・フラワータウン市民センター、高平ふるさと交流センター / 市役所本庁舎4階 協働推進課(559-5039 FAX 563-1360)

※募集要項は1月17日から上記4課の窓口で配布(土・日曜を除く)または市ホームページからダウンロード可

募集 「障害のある人への配慮」 の好事例

障害のある人が日常生活や社会生活を送るうえで困り事に対し、「配慮があって嬉しかったことや助かったこと」「配慮として良かったことや喜ばれたこと」の事例を募集します。応募いただいた内容は市ホームページに掲載するなど障害理解のための啓発に活用します。

対象＝市内在住・在勤・在学・通所者

応募用紙設置場所＝障害福祉課(市役所本庁舎1階)、まちづくり協働センター、総合福祉保健センター、各市民センター

※応募用紙への記入が難しい場合は、職員が聞き取り、記入することもできます。また、応募用紙などの音声CDもありますので、必要な場合は下記へお問い合わせください。

事例提出・問い合わせ＝1月15日～2月14日17時30分までに、応募用紙に必要事項を記入し、ファクス、eメール、郵送、窓口で、〒669-1595 三輪2-1-1 市役所本庁舎1階 障害福祉課(559-5075 FAX 562-1294 eメール syogai_u@city.sanda.lg.jp)

※応募用紙の返却不可

(広告)



50年のご愛顧に感謝

これからも地域と共に！

中兵庫信用金庫

- 三田支店 (☎ 079-563-2421)
- 新三田支店 (☎ 079-563-2110)
- 三田中央支店 (☎ 079-569-7717)
- ウッディタウン支店 (☎ 079-569-7035)